

◆公社住宅にエアコンを設置する場合の注意事項（工事業者向け）

公社の住宅でエアコンを設置される場合の注意事項です。設置を依頼される家電量販店や専門の工事業者にお伝えください。

※エアコンを設置する場合の条件は住宅種別により異なるため、お客様がお住いの住宅種別を確認のうえ、ご対応ください。

1) 室内機の設置場所及び固定方法について

- ①室内機及び室外機の設置スペースがあれば、室内機の設置場所に制限はありません。
- ②エアコンの設置を想定する場所に室内機を固定するためのボルトが設置されていることがあります。設置する室内機の背板のボルト穴とピッチが合わない場合は、ボルトを取り外すことが可能ですので、ボルトを外し、ねじ止めで背板を取り付けてください。
- ③ボルトが設置されていない場所に室内機を固定する場合又はボルトを取り外して室内機を固定する場合は、ねじ・ビス止めで固定してください。その際には、壁内の電気配線などに注意し、建物構造物に大きな損傷がないよう（コンクリート躯体への穴あけは口径 9mm、深さ 25mm 以内であれば申請不要）にしてください。

※居室内における石綿含有建材について

公社の管理する住宅の居室内の建材（成形板等）には、石綿が含まれている場合がありますが、通常の使用状態においては石綿繊維が飛散するおそれがないことから、石綿含有調査は実施しておりません。居室内の建材の石綿含有事前調査が必要になった際は、以下の建物情報ページをご参照ください。

事前調査の結果、施工箇所の石綿含有が不明の場合は、石綿が含有されているものとみなし、関係法令に基づき適切な措置を講じるようお願い致します。

※労働安全衛生法施行令の改正により、平成 18 年9月1日よりアスベスト含有建材の製造、使用が禁止されました。

建物情報ページ：<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/kousya/sinchiku.html>

2) 室外機の設置場所について

- ①公社住宅のバルコニーは火災などの緊急時の避難経路になっています。以下の点にご注意ください。
 - ・バルコニーの避難経路は有効幅員 60cm 以上必要です。
 - ・隣戸との戸境板の前をふさがないでください。
 - ・天井面及び床面の避難ハッチの範囲には設置しないでください。
 - ・その他、避難器具等の使用の妨げになる場所には設置しないでください。
- ②共用廊下に室外機を設置される場合は室外機置場がある場合に限りです。ドレン排水の垂れ流しや通路部分に出っ張っての設置はできません。

3) エアコン用スリーブについて

- ①エアコン用スリーブが設置されていない場所にエアコンを設置する場合、壁に新たに穴をあけることはできません。サッシの換気小窓を利用して冷媒管をお出しいただくか、窓に設置する専用のパネルをご用意ください。
- ②住戸と共用廊下を隔てる壁は耐火区画です。廊下側に室外機を設置した場合には専用の耐火パテで埋めるなど、法令で定められた処理が必要です。

4) エアコン専用コンセントについて

- ①公社住宅で、エアコン専用コンセントが設置されていないお部屋にお客様がエアコンを設置される場合には、公社の負担により公社契約工事店がエアコン専用コンセントを設置しています。エアコン専用コンセントが無くエアコンの設置ができない場合には、お客様から公社にご連絡いただくようお願いいたします。

す。

- ②公社住宅で設置されているエアコン専用コンセントは原則 100V（※）です。200V への切り替えが可能な場合には、コンセントの取替及び分電盤内の工事を行い 200V に切り替えて使用してもかまいませんが、退去時にはお客様の負担で元に戻す必要がありますので、ご説明のうえ工事をしてください。

（※）お部屋の間取りにより大型のエアコンの設置が想定される場合には 200V のコンセントが設置されている場合があります。

5) 付属品について

- ①エアコンを設置する際に取り外したエアコン用スリーブのキャップや壁のボルト・ナットなどの付属品はお客様の退去の時まで保管が必要となるため、必ずお客様にお渡しください。